

1 全ての個人情報利用目的

(1) 法第12条により許される以下の業務において利用するため。

本業	① 債権管理回収業（法第2条第2項）
	② 事件性(紛争性)のない特定金銭債権の管理又は回収業務（法第12条、但書及び第2号を除く）
	③ 特定金銭債権の担保不動産の売買、交換もしくは貸借又はその代理もしくは媒介を行う業務(法第12条第2号、令第4条)
兼業	④ 貸金業務(事業再生ビジネス、資産流動化関連含む)
	⑤ 不動産業務
	⑥ 債権管理回収や債権資産取引に関するコンサルティング業務
	⑦ 資産の適正評価手続(デューデリジェンス)業務
	⑧ 特定金銭債権以外の金銭債権買取業務
	⑨ 特定金銭債権以外の金銭債権集金等代行業務(正常債権含む)
	⑩ 古物売買および仲介業務
	⑪ 保証業務(資産流動化、不動産担保関連含む)
	⑫ 一般事務手続の代行業務(資産流動化関連含む)
	⑬ 投資業務
	⑭ 不動産鑑定業務
	⑮ 事業再生コンサルティング業務
	⑯ 顧客紹介業務
	⑰ 債権売買業
	⑱ アセットマネジメント・会社事務代行業務(資産流動化関連業務)
	⑲ 資産流動化・証券化関連業務(特定社債関連業務)
	⑳ 経営革新等支援業務

(2) 債権譲渡または債権譲渡に関連して行われるデューデリジェンス(資産の適正評価手続)や譲受人の選定等の準備行為において、譲受人又は譲受を検討する者に対し、当該債権の管理に必要な範囲の個人情報を提供するため。

(3) オリックスグループ各社との間で共同利用するため。なお、共同利用するオリックスグループ各社の利用目的は、以下のとおりです。

- ①オリックスグループ各社の会社紹介、各種の商品・サービスのご紹介、アンケート調査等をダイレクトメール、電子メール等によりご案内するため。
- ②皆さまによりよい商品、サービスを提供するためなど、よりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
- ③オリックス株式会社において経営上必要な各種の管理を行うため。

(4) 上記(1)(2)に掲げる業務の全部または一部を第三者に委託し、または同業務のため請負業者を使用した場合に個人情報を共有するため。

(5) 皆さまから保有個人データの開示等の請求があった場合に、ご本人または代理人であることの確認手続を適正に行うため。

2 取扱う個人情報の項目と項目ごとの利用目的

ORIXが扱う個人情報の項目と項目ごとの利用目的の対応関係については、次の表のとおりです。

項目	1																				2	3	4	5				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳									
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
性別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他本人を特定するための情報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家族構成	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
職業	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勤務先	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勤務先にて従事する業務	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収入支出状況	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
資産負債状況	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
返済状況	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
預貯金口座	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ORIXとの交渉記録	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
映像情報	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
審査関連情報	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他皆さまがORIXに直接提供することを選択したあらゆる情報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本書面において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

「法」とは、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)をいう。

「本業」とは、弊社の業務のうち、法第12条(但書を除く)に規定する業務をいう。

「兼業」とは、弊社の業務のうち、法第12条但書に規定する法務大臣の承認を受けた業務のことをいう。

「債権管理回収業」とは、法第2条第2項に規定する営業をいう。

「特定金銭債権」とは、法第2条第1項に規定する意味を有する。

「令」とは、債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)をいう。

「開示等の請求等」とは、個人情報保護法第27条第2項の利用目的の通知の求め、第28条第1項の開示の請求、第29条第1項の訂正等の請求又は第30条第1項もしくは第3項の利用停止等の請求をいう。